

後付けの装置に限ります

自動車誤発進防止装置設置費補助金



▼対象

満70歳以上で後付けの自動車誤発進防止装置を購入・設置した人で、次の全てに該当する人

●申請日に町に住所を有していること

●自動車運転免許証を保有していること

●町税を滞納していないこと

●誤発進防止装置の購入・設置から1年以内であること

※申請回数は1人につき1回限りです。

▼補助金額

購入および設置にかかる費用の2分の1(1000円未満切り捨て)で、上限2万円

▼申請に必要なもの

□申請書

□運転免許証の写し

□自動車検査証の写し

□領収書など(購入日および購入額が記載されているもの)

□取扱説明書など(自動車誤発進防止装置の概要が分かるもの)

□装着状況が分かる写真

□補助対象者に町税の滞納がないことを証明するもの

□通帳など(振込先が分かるもの)の写し

▼申請・問い合わせ先

総務課 協働安全室

☎26・2243(直通)

運転に不安を感じたことはありませんか？

運転免許証の自主返納を支援



高齢者の交通事故の減少を目的とし、運転に不安をもつ高齢者の運転免許証の自主返納を支援するための事業を行っています。

▼対象(次の全てに該当する人)

●申請日に町に住所を有していること

●運転免許証自主返納時に満65歳以上であること

●これまでに当事業による助成を受けていないこと

●運転免許証を返納して1年以内であること

※免許証が失効した場合は対象になりません。

▼返納支援金

交付額 5,000円

▼申請に必要なもの

□申請による運転免許の取消通知書

□通帳など(振込先が分かるもの)の写し

▼申請に必要なもの

□申請による運転免許の取消通知書

▼申請・問い合わせ先

総務課 協働安全室

☎26・2243(直通)

ナンバーディスプレイなど 特殊詐欺対策電話機 などの購入費を補助



▶対象

次の全てに該当する人またはその人の属する世帯の世帯員

●申請日時点において町内に住所を有している65歳以上の人

●特殊詐欺対策電話機や後付けの特殊詐欺電話対策装置の購入から1年以内であること

●世帯員全員に町税などの滞納がないこと

▶補助金額

購入費の2分の1(100円未満切り捨て)で、上限5,000円

▶申請に必要なもの

□申請書(窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。)

□領収書など(購入費、品名、金額が記載されているもの)

□保証書など

□通帳など(振込先が分かるもの)の写し

申請・問い合わせ先
総務課 協働安全室
☎26-2243(直通)



もしもの時に備えましょう

木造住宅耐震診断者派遣事業



木造住宅の地震に弱い部分や倒壊の可能性の有無について、耐震診断を希望する人に耐震診断者を派遣します。

※耐震診断費は無料ですが、診断者の交通費1,000円などは自己負担となります。

▼該当する建物

①昭和56年5月31日以前着工の一戸建ての住宅または併用住宅で住宅部分の床面積が2分の1以上のもの

②平屋建て・2階建てのもの

③在来軸組構法によるもの

▼対象

該当建築物(貸家を除く)を所有し、居住している人で、町税の滞納がないこと

▼募集戸数

2戸

※先着順です。定数になり次第締め切ります。

▼申込期限

令和6年1月31日☎

※診断日程は申し込みの翌月で調整します。

▼申し込み方法

都市建設室窓口で事前相談後、申請書と必要書類を提出

してください。事前相談の際に、建築物が派遣事業の対象となるか確認します。

※事前相談の前に、住宅の建築年や構造を調べておいてください。

▼申請に必要なもの

①申請書(窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。)

②居住していることが証明できるもの(健康保険証・運転免許証などの写し)

③町税の完納証明書

④対象住宅の固定資産税評価額証明書

⑤建築確認書・案内図・現況写真(2面以上)

※③・④は証明手数料が300円かかります。

※⑤建築確認書がない場合、調査用図面作成費用として、別途1万円かかります。

▼問い合わせ先

建設課 都市建設室

☎26・2278(直通)

第46回 町民文化祭

11月3日～26日に文化センターで町民文化祭が行われました。さまざまな舞台発表や作品の展示があり、多くの参加者・来場者が文化の秋を満喫しました。



特別注視区域の指定について

内閣府からのお知らせ

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」に基づき、防衛関係施設などの周囲おおむね1,000mの区域内および国境離島などの区域内の区域を「注視区域」・「特別注視区域」として指定することとされています。

国は、令和5年12月11日に町内の一部の区域を特別注視区域として指定し、令和6年1月15日に施行します。指定されたのは、相馬原駐屯地(庁舎地区および水源地区)を中心とした周囲おおむね1,000mの区域です。施行後、指定された区域内の土地・建物で防衛関係施設などの機能

を阻害する行為が行われていないか内閣府が調査を行うほか、特別注視区域内において面積が200㎡以上の土地・建物を売買などする際には事前の届出が必要になります。詳しくは内閣府のホームページを確認するか、内閣府のコールセンターにお問い合わせください。

☎内閣府重要土地等調査法コールセンター

☎0570-001-125
(平日午前9時30分～午後5時30分)



▲重要土地調査法(内閣府)

URL <https://www.cao.go.jp/tochi-chosa>



今月の手話

「地震」



両手の手のひらを上に向けて、両手を同時に4～5回程度前後させます。(動かし方の強弱で地震の大きさを表します。)


月1で学ぶ！ 消費者の賢コツ

「〇〇ペイで送金します」と言われたら 詐欺を疑ってください！

事例

インターネット通販で、入金後に商品発送となっていたため銀行振込で代金1万円を支払った。その後、業者から「欠品になったので、代金を返金する。」と連絡があった。返金はコード決済の〇〇ペイですることになり、言われるままにアプリを操作し手続きをした。何度か業者から「失敗している」と言われ、複数回操作した結果、約10万円の送金をしていることが分かった。



- 渋川市消費生活センター ☎22-2325
(月～金午前9時～午後4時(祝・年末年始を除く))
 - 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001
 - 消費者ホットライン ☎188
- 町ホームページはこちら▶ 

詐欺の手口

- ① ネットショッピングをしたが商品が届かない。
- ② メールや電話でショップから返金の連絡がある。
- ③ 言われるがままにアプリを操作し、〇〇ペイの画面に誘導される。
- ④ 返金してもらわずに送金していた。

トラブル回避

- 「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑いましょう。
- 相手の指示に従ってスマートフォンを操作することせず、困った時には、お近くの消費生活センターなどに相談しましょう。